議案第149号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表災害応急作業等手当の部中「1,080 円」を「1,440 円」に、「2,160 円」を「2,880円」に改め、同表消防業務手当の部を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 消防業務手当 | ⑴　消防吏員のうち日勤シフトで消防業務に従事した者（従事した時間が４時間以上の者に限る。） | 日額 | 150円 |
| | ⑵　消防吏員のうち交代制勤務シフトで消防業務に従事した者（午前８時30分から翌日の午前８時 30 分までの間で７時間 45 分の勤務を２回割り振られる者で、従事した時間がそれぞれ４時間以上のものに限る。） | ７時間45分の勤務１回につき | 250円 |

別表出動手当の部を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出動手当 | ⑴　消防吏員が、水・火災及び救助現場に出動し、消防活動に従事したとき（ただし、水・火災及び救助の各業務に係る手当は併給しない。）。 | 車長・隊員 | １回 | 400円 |
| | | 機関員 | | 600円 |
| | ⑵　消防吏員が、救急現場に出動し、救急業務に従事したとき（ただし、上記⑴との併給はしない。）。 | 車長・隊員 | | 300円 |
| | | 機関員 | | 500円 |
| | | 救急救命士 | | 600円 |
| | | 救急救命士（救急救命士法（平成３年法律第36号）第44条第１項に規定する救急救命処置を実施した者） | | 1,100円 |

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表災害応急作業等手当の部の改正規定は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。